

(別 紙)

〈入居料（１か月あたり）〉

対象収入による階層区分		利 用 料		
		生活費	サービスの提供に要する費用	居住に要する費用
1	1,500,000円以下	49,674	10,000	〈個室〉
2	1,500,001円 ～ 1,600,000円	49,674	13,000	1室あたり
3	1,600,001円 ～ 1,700,000円	49,674	16,000	22,000円～36,000円
4	1,700,001円 ～ 1,800,000円	49,674	19,000	
5	1,800,001円 ～ 1,900,000円	49,674	22,000	〈夫婦部屋〉
6	1,900,001円 ～ 2,000,000円	49,674	25,000	1室あたり
7	2,000,001円 ～ 2,100,000円	49,674	30,000	45,000円～50,000円
8	2,100,001円 ～ 2,200,000円	49,674	35,000	
9	2,200,001円 ～ 2,300,000円	49,674	40,000	
10	2,300,001円 ～ 2,400,000円	49,674	45,000	
11	2,400,001円 ～ 2,500,000円	49,674	50,000	
12	2,500,001円 ～ 2,600,000円	49,674	54,400	
13	2,600,001円 ～ 2,700,000円	49,674	54,400	
14	2,700,001円 ～ 2,800,000円	49,674	54,400	
15	2,800,001円 ～ 2,900,000円	49,674	54,400	
16	2,900,001円 ～ 3,000,000円	49,674	54,400	
17	3,000,001円 ～ 3,100,000円	49,674	54,400	
18	3,100,000円以上	49,674	54,400	

注１） 11 月から 3 月の間は、冬期加算として 2,070 円を加算します。

注２） 「対象収入」とは、前年の収入（社会通念上収入として設定することが適当でないものを除く）から、租税、社会保険料、医療費等の必要経費を控除した後の収入をいいます。

注３） 夫婦で入居する場合は、夫婦の収入及び必要経費を合算し、合計額の 2 分の 1 をそれぞれ個々の対象収入とします。その額が 150 万円以下に該当する場合の夫婦それぞれのサービスの提供に要する費用の額については、30 パーセント減額した額とします。

注４） 月途中での入退居は、日割り計算にて精算します。

注5) 徳島県事務費補助金額の変更により、サービスの提供に要する費用が R6.4.1 から変更となりました。

注6) 徳島県軽費老人ホーム利用料等取扱基準の一部改正変更により、生活費に要する費用が R8.8.1 から変更となりました。